

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 7 年 2 月 27 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

#### 第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

#### 第 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

#### 第 3 監査の対象

##### 1 対象校

小学校 太宰府西小学校、国分小学校

中学校 太宰府中学校

##### 2 対象課

教育部学校教育課

##### 3 範囲

令和6年4月1日から令和6年10月31日までににおける契約事務、財産管理事務及び太宰府市立学校管理運営規則第32条に規定する「学級費その他教育に密接に関連する費用（以下「学校徴収金」という。）」に関する事務の執行状況

#### 第 4 監査の着眼点

- 1 備品購入に係る事務手続き及び備品管理は適正に行われているか。
- 2 切手及びタクシー券は適正に管理されているか。
- 3 薬品は適正に管理されているか。
- 4 学校徴収金は主に誰が取り扱い、適正に管理されているか。
- 5 学校徴収金の出納、決算等の事務処理は適正に行われているか。
- 6 学校徴収金の会計報告が保護者に行われているか。

## 第5 監査の主な実施内容

各学校及び学校教育課から提出された監査調書及び関係諸帳簿等をもとに、各学校において備品及び金銭出納簿等の確認を行い、監査を実施した。

あわせて、職員及び学校教育課職員から事情聴取を行った。

## 第6 監査の実施場所及び日程

### 1 実施場所

監査委員事務局及び各学校

### 2 審査の日程

令和6年12月6日～令和7年2月13日まで

## 第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、契約、財産管理の執行状況及び学校徴収金の管理状況については、おおむね適正と認められた。

## 第8 意見

監査過程において述べた事項については、今後の事務執行における参考にしていただきたい。